

別紙7 生活福祉資金特例貸付債権管理に係る業務に関するコスト分担表

区分	コストの概要	負担区分	
		受託者	県社協
1 人員	<ul style="list-style-type: none"> ○業務実施に必要となる人員の確保に要するコスト（給与・労務費等含む） ○全体において、一定期間、想定件数を大幅に超過したことに伴う人員増に係るコスト 	○	○
2 執務室	<ul style="list-style-type: none"> ○県社協が指定する執務室に係るコスト <ul style="list-style-type: none"> 必要となる造作、備品等の整備（イニシャルコスト） 執務に要する光熱水費（ランニングコスト） 印刷製本費（委託業務に使用するものとし、業務管理や会社連絡等に使用するものは除く） 通信費（電話、FAX、インターネット料金） 原状回復に要するコスト ○受託者が自らにおいて確保する執務室に係るコスト <ul style="list-style-type: none"> 必要となる造作、備品等の整備（イニシャルコスト） 執務に要する光熱水費（ランニングコスト） 印刷製本費 通信費（電話、FAX、インターネット料金） 原状回復に要するコスト 	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
3 スタッフ教育	<ul style="list-style-type: none"> ○会場の確保に要するコスト ○講師派遣等に要するコスト 	○ ○	
4 コールセンター業務	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な電話回線の整備及び通話料 <ul style="list-style-type: none"> オンサイトにおいて必要となる回線にかかるコスト オフサイトにおいて必要となる回線にかかるコスト 	○ ○	○
5 償還業務	<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金業務システム稼働に必要となるPC 15台まで ○生活福祉資金業務システム以外に必要となるPC 5台まで（Windows10、Word、Excelインストール済み）5台を超えて必要な台数（ネットワーク設定費用含む） ○プリンター <ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金業務システム接続のプリンター 1台 本会ネットワーク接続のプリンター 1台 受託者の使用するネットワークに接続するプリンター ○業務に必要となるアプリケーションソフト等 ○県社協が認める業務に必要な消耗品類、郵送料 ※ただし居住地調査業務における役所照会に係る郵送料は除く） ○居住地調査業務における役所照会に係る費用 	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
6 その他		協議のうえ定める	

※受託者負担とは、委託料において所要額を見積もるべきことを意味する。